

市民・事業者のみなさまへ

被害者等が抱える問題

犯罪被害に遭うのは特別な人ではなく、だれもがある日突然、犯罪被害者になる可能性があります。

被害者やその家族、遺族は、犯罪等による直接的な心身の被害（一次被害）に加え、周囲の無責任な言動等による、二次被害に苦しめられることもあります。

犯罪等の被害の例(二次被害)

精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職・転職による経済的困窮

捜査や裁判にかかる精神的、時間的負担

うわさ話やマスコミの取材・報道による精神的被害

周囲の人の支えが必要です

被害者やその家族、遺族が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。

無責任なうわさ話や詮索をするのではなく、被害者等が置かれた状況や心情を理解し、その人の気持ちに寄り添うことが大切です。

だれもが被害者等になり得る中で、社会全体として、被害者等の支援に取り組みましょう。

11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です

この週間では、犯罪被害者等が置かれている状況や、名誉や生活の平穏への配慮等への国民の理解を深めるため、さまざまな啓発活動が全国各地で実施されます。

相談窓口

警察相談窓口

●大阪府警察本部 警察相談室

電話 #9110 / 06-6941-0030

受付 24時間対応

●富田林警察署 総務課

電話 0721-25-1234

受付 24時間対応

その他の相談窓口

●大阪被害者支援アドボカシーセンター

電話 06-6774-6365

受付 10時～16時（土日祝、年末年始を除く）

内容 電話相談、面接相談、直接的支援（自宅訪問、裁判所や警察、検察庁、病院などへの付き添い、代理傍聴、マスコミ対応）など



●性暴力救援センター・大阪SACHICO

電話 072-330-0799

受付 24時間対応

内容 ホットライン、来所相談、産婦人科的救急医療と継続的医療、弁護士やカウンセラー等の情報提供（来所時に限る）など



●法テラス(日本司法支援センター) 犯罪被害者支援ダイヤル

電話 0120-079714

受付 平日 9時～21時 / 土曜 9時～17時

内容 犯罪被害による損害の回復や、苦痛の軽減に役立つ情報提供 など



犯罪等により 被害を受けた方へ

あなたを支援する制度や窓口があります



富田林市

市民人権部 人権・市民協働課

犯罪被害者等支援制度

はじめに

富田林市では、令和6年4月より犯罪被害者等支援条例を施行しています。

本条例では、犯罪等により害を被った者、その家族、遺族への支援について定めています。

犯罪等の被害を受けた方、その家族、遺族が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、国や府、警察、支援団体等と連携し、支援を行います。

本条例や支援の内容について、詳しくは市HPをご覧ください→



本条例に基づく支援の一覧

支援の内容	被害者	家族	遺族
遺族見舞金	—	—	○
重傷病見舞金	○	※	—
ホームヘルプサービス	○	○	○
配食サービス	○	○	○
カウンセリング	○	○	○
転居費用の助成	○	—	○
家賃等の助成	○	—	○

※…本人が申請困難な場合、代理可

見舞金の支給

犯罪等により被害を受けた被害者等に対し、経済的な負担を軽減するために見舞金を支給します。

●遺族見舞金

対象 犯罪等により亡くなった被害者の遺族
金額 30万円

●重傷病見舞金

対象 犯罪等により重傷病を負った被害者
金額 10万円

日常生活の支援

犯罪等により日常生活を営むことが難しくなった被害者等に対し、生活支援を提供します。

▼支援の対象者

○犯罪等により亡くなった被害者の遺族
○犯罪等により傷病を負った被害者やその家族

●ホームヘルプサービス

内容 ○調理、衣類の洗濯、住宅の掃除、整理整頓、生活必需品の買い物等の家事
○病院等への通院介助 など
上限 ○1日3時間以内(合計93日まで)

●配食サービス

内容 ○ご自宅への食事の配達
上限 ○1日1回(合計30日まで)

●カウンセリング

内容 ○専門的な知識・技術を有するカウンセラーによるカウンセリング

居住の安定に向けた支援

犯罪等によりこれまでの住居に居住することが難しくなった被害者等に対し、居住の安定に向けた支援を提供します。

▼支援の対象者

○犯罪等により亡くなった被害者の遺族
○犯罪等により傷病を負った被害者

●転居費用の助成

内容 ○転居のための運送、荷造り、不用品の廃棄費用、新たな住居に入居する際に必要な費用の助成
上限 ○最大20万円(1回まで)

●家賃等の助成

内容 ○新たに入居する賃貸住宅の家賃の助成
上限 ○生活保護の住宅扶助基準額を上限に最大6月まで

その他

被害者等の置かれた状況、二次被害の防止などについて理解を深めるよう、広報・啓発を行います。

支援を受けるにあたり、要件があります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ(相談窓口)

富田林市 市民人権部 人権・市民協働課
〒584-8511 富田林市常盤町1-1
電話 0721-25-1000
メール jinken@city.tondabayashi.lg.jp